参考資料２

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

平成29年7月28日

農林水産省消費･安全局動物衛生課

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的:家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生国・地域

国（農林水産省） ⇔ 連携 ⇔ 都道府県（家畜保健衛生所）

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- 農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- 補完的に提供する埋却地の準備
- 防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- 動物、畜産物等の輸出入検疫
- 入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

患畜の早期の発見・通報

- 特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- 患畜等を発見した旨の届出

農場での飼養衛生管理の徹底
（飼養衛生管理基準等）

- 飼養衛生管理基準の遵守
- 畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- 患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- 家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- 患畜等の早期の発見・通報の徹底

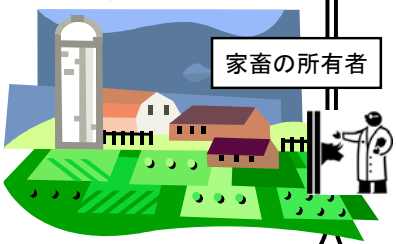

発生時には･･･ まん延防止対策

都道府県（家畜保健衛生所） ⇐ 国（農林水産省）

防疫方針の決定・改定
（緊急防疫指針の策定）
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

まん延防止措置

- 発生農場周辺の通行の制限・遮断
- 家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- 消毒ポイントを通行する車両の消毒
- 患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- 患畜等の速やかなと殺、殺処分
- 患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- 指定家畜の予防的殺処分（口蹄疫のみ）

発　生　農　場

財政支援　人的支援（疫学調査チームの派遣）

国の財政支援

- 患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- 必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- 指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- 家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- 移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補塡